

都市防災総合推進事業に係る運用指針（案）

令和2年9月制定

令和5年7月改訂

令和6年4月改訂

1. はじめに

これまで我が国を襲った数々の地震災害における教訓をみるまでもなく、我が国の都市は、都市基盤施設が十分に整備されないまま、人口、産業等の集中による都市化が急速に進展したため、発災時の火災の延焼や避難路の閉塞等、各種災害に対して構造的に脆弱な箇所がある。

また、東日本大震災においては、地震動のみならず津波により甚大な被害が発生したことから、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震への対策とともに、津波への対策をより一層強化することが求められている。

さらに、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等で明らかになったように、激甚化・頻発化する自然災害から命を守るためには、身近な避難場所の確保やコミュニティレベルの災害対応力の強化、災害ハザードエリアの指定の促進等を図ることが重要である。

このため、都市防災総合推進事業（防災・安全交付金）では、防災上、危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に、避難路・避難場所の整備や沿道建築物の不燃化、老朽木造建築物の除却、住民の防災活動への支援等を推進している。

本指針は、主に都市防災総合推進事業の実務を担う市町村の担当者向けに、事業の運用方策や具体的な活用例等をまとめたものである。今般、令和6年度制度改正等を踏まえ、本指針を改訂した。

都市防災総合推進事業の検討や事業計画の策定、事業の実施にあたって、本指針を参考にさせていただくとともに、事業の検討にあたっては、積極的に国土交通省都市局都市安全課担当まで、相談・協議頂くようお願いしたい。

なお、都市防災総合推進事業の運用実態等を踏まえ、今後も本指針の見直しを随時行っていく。

2. 都市防災総合推進事業の交付対象事業

都市防災総合推進事業の交付対象事業は以下のとおりである。詳細については、別紙【参考1】を参照すること。

- ①災害危険度判定調査
- ②盛土による災害防止のための調査
- ③住民等のまちづくり活動支援
- ④事前復興まちづくり計画策定支援
- ⑤地区公共施設等整備
 - ・地区公共施設（避難路、避難地等）
 - ・地区緊急避難施設（津波避難タワー等）
- ⑥都市防災不燃化促進
- ⑦木造老朽建築物除却事業
- ⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業

都市防災総合推進事業の概要



避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○ 都市防災総合推進事業の概要		事業主体：市町村、都道府県等	○ 地区要件
事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率※5	施行地区 <事業メニュー① ③～⑤> ・災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地 ・大規模地震発生の可能性の高い地域※3（⑤については市街地に限る） ・危険密集市街地を含む市 ・DID地区 <事業メニュー⑥> ・大規模地震発生の可能性の高い地域※3 ・危険密集市街地を含む市 ・DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在地 <事業メニュー⑦> ・危険密集市街地 <事業メニュー⑧> ・激甚災害による被災地等 ・事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村※4
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1/3※1	
②盛土による災害防止のための調査	・盛土に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査	1/3 (R6年度まで1/2)	
③住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1/3※1	
④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定 ・都道府県による市区町村の事前復興まちづくり計画策定を支援する取組	1/3	
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設（避難路、避難地（避難地に設置する防災施設を含む））	用地 1/3 工事 1/2 ※1※2	
	・地区緊急避難施設（指定緊急避難場所（津波避難タワー等）、避難場所の機能強化（防災備蓄倉庫、非常用発電施設等））	用地 1/3 工事 1/2 ※1※2	
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1/3 工事 1/2※1	
⑦木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	※1	
⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	1/2	
	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1/3※1	

※1：事業者が地方公共団体以外の場合については、下記の通り
 ・①、③、⑤（地区緊急避難施設に限る）、⑦、⑧（復興まちづくり支援施設整備助成に限る）については、地方公共団体の補助に要する費用の1/2又は当該事業に要する費用の1/3のいずれか低い額
 ・⑤を防災街区整備推進機構が行う場合については、地方公共団体の補助に要する費用の1/2
 ・⑥の工事費については、当該事業に要する費用の1/2

※2：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2/3
 ※3：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
 ※4：地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を含めた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村
 ※5：予算の範囲内での支援



津波避難タワー



避難地（高台）



防災備蓄倉庫



避難場所に向かう避難路



避難地（防災公園・延焼防止）



沿道建築物の不燃化

図 都市防災総合推進事業の概要

3. 各交付対象事業に関する留意点

都市防災総合推進事業のうち、交付対象が多岐にわたる①災害危険度判定調査、③住民等のまちづくり活動支援、④事前復興まちづくり計画策定支援、⑤地区公共施設等整備、⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業について、運用の方策として交付対象の考え方と活用事例を以下に示す。

3-1. ①災害危険度判定調査、③住民等のまちづくり活動支援、④事前復興まちづくり計画策定支援

社会資本整備総合交付金交付要綱では、交付対象となる災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援及び事前復興まちづくり計画策定支援について、以下のとおり定めている。

1. 定義

- 1 「災害危険度判定調査」とは、地震等による都市災害を対象として防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にし、住民等の防災意識の高揚等を図るために行う事業をいう。
- 2 省略（盛土による災害防止のための調査）
- 3 「住民等のまちづくり活動支援」とは、防災上危険な密集市街地等において、住民等のまちづくり活動を活性化するために行う事業をいう。ここで、まちづくり活動とは、地区の市街地環境の整備又は保全を目的としたまちづくりに関する検討をいう。
- 4 「事前復興まちづくり計画策定支援」とは、地方公共団体が、被災時の早期かつ的確な復興を可能にするための事前計画を策定する事業をいう。

2. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次に掲げる危険度判定調査、盛土による災害防止のための調査、住民等のまちづくり活動支援、事前復興まちづくり計画策定支援、地区公共施設等整備、都市防災不燃化促進、木造老朽建築物除却事業及び被災地における復興まちづくり総合支援事業をいう。

- 1 災害危険度判定調査は、次の要件に該当するものを対象とする。
 - 一 延焼危険度に関する調査
 - 二 避難危険度に関する調査
 - 三 その他地域の特性に鑑みて必要となる調査
- 2 省略（盛土による災害防止のための調査）
- 3 住民等のまちづくり活動支援は、次の要件に該当するものを対象とする。
 - 一 住民等に対するまちづくりの啓発活動
 - 二 まちづくり協議会の活動に対する助成
 - 三 地区のまちづくり方針の作成
- 4 事前復興まちづくり計画策定支援は、事前復興まちづくり計画策定に要する費用及び都道府県がガイドライン策定等により市区町村の事前復興まちづくり計画の策定を

支援する事業を対象とする。

4. 施行地区

- 1 災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援、事前復興まちづくり計画策定支援、地区公共施設等整備は、次のいずれかに該当する地区（地区公共施設等整備については、当該地区からの避難のために地区外において整備する必要がある場合は、隣接する区域を含む。）において行うものとする。ただし住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備は、都市防災に関する計画（地方公共団体が既に実施したこれと同等の調査を含む。）を踏まえて、防災上特に対策が必要とされる地区において行うものとする。
 - 一 大規模地震発生の可能性の高い地域（地区公共施設等整備については市街地に限る。）
 - 二 住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地（以下イー13-（1）①関係部分において「重点密集市街地」という。）を含む市町村（住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備に限る。）
 - 三 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区
 - 四 災害の危険性が高い区域を含む市街地

都市防災総合推進事業で支援するソフト対策については、地域住民の防災意識の向上や、住民等によるまちづくり活動の活性化等を目的とした具体的な取組みを支援する事業を対象としており、行政区域全域を対象とする計画策定に係る事業は対象としていない。ただし、事前復興まちづくり計画については、主に市町村が行政区域全域を対象として策定するものであることから、行政区域全域を対象とする計画策定も支援対象としている。

上記を踏まえ、以下に支援対象及び支援できない対象の一例を記載する。

◆支援を行う対象

- ・中小河川や内水氾濫等の浸水シミュレーション、浸水想定等の作成
- ・指定緊急避難場所や避難経路（民間施設含む）の災害安全性の調査*
（津波の耐浪性診断、崖崩れ・土石流に対する構造安全調査、避難路沿いの崖等の安全調査等）
※工事を行う場合は、地区公共施設等整備の設計費として対応することも可能（1/2補助）等
- ・住民ワークショップの開催、地域の防災マップや地区防災計画の作成
- ・事前復興シミュレーションや事前復興まちづくり計画の作成
- ・都道府県が市区町村の事前復興まちづくり計画策定を支援する取組

◆支援を行わない対象

- ・地域単位ではなく、行政区域全域のみを対象とした計画等作成に係る調査や活動（重点的・緊急的に防災対策が必要と考えられる地域を支援対象としているため、行政区域全域のみを対象とした計画については支援対象外だが、地域毎の防災や避難に係る内容が記載されている計画等については支援対象）
- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく耐震

診断は支援対象外

3-2. ⑤地区公共施設等整備

イ) 地区公共施設

社会資本整備総合交付金交付要綱では、交付対象となる地区公共施設について、以下のとおり定めている。

1. 定義

5 「地区公共施設等整備」とは、地区の防災性向上のために施行する次に掲げる施設の事業計画の策定及び整備に関する事業をいう。

1) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号。以下「密集市街地整備法」という。）第3条第1項に規定する防災街区整備方針に即して都市施設として整備する公園又は緑地（以下「都市施設公園」という。）

2) 次に掲げる要件に該当する道路、公園、緑地、広場その他の施設（以下「地区公共施設」という。）

イ 道路、公園、緑地、広場その他の公共空地となるものであること。

ロ 都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等についての都市計画において地区施設として定められているなど、住民等の合意形成がなされた整備計画に位置付けられていること。

ハ 防災上危険な市街地の安全性の向上のために、緊急に整備する必要のある施設又は著しい効果が期待できる施設であること。

3) 省略（地区緊急避難施設）

4. 施行地区（再掲）

1 災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援、事前復興まちづくり計画策定支援、地区公共施設等整備は、次のいずれかに該当する地区（地区公共施設等整備については、当該地区からの避難のために地区外において整備する必要がある場合は、隣接する区域を含む。）において行うものとする。ただし住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備は、都市防災に関する計画（地方公共団体が既に実施したこれと同等の調査を含む。）を踏まえて、防災上特に対策が必要とされる地区において行うものとする。

一 大規模地震発生の可能性の高い地域（地区公共施設等整備については市街地に限る。）

二 住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地（以下イ-13-(1)①関係部分において「重点密集市街地」という。）を含む市町村（住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備に限る。）

三 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区

四 災害の危険性が高い区域を含む市街地

都市防災総合推進事業は、地区レベル（概ね学区レベル）の施設の支援を行っており、広域的な拠点施設は支援対象外とするとともに、指定緊急避難場所への指定や避難路としての位置付け等、上位計画との整合が図られている施設が対象になる。

すなわち、施設の防災対策上の必要性や必要面積の根拠が明確であるとともに、必要最低限の範囲を対象に支援を行うものである。

上記を踏まえ、以下に支援対象及び支援できない対象の一例を記載する。

◆支援を行う対象

都市防災に関する計画（地方公共団体が既に実施したこれと同等の調査を含む。）を踏まえて、地区計画等（地域防災計画、防災都市づくり計画、地区防災計画等）の上位計画への位置付けがあり、防災上、特に対策が必要とされる地区における道路、公園、緑地、広場その他の公共空地。

○道路等（避難路）

- ・道路等としては、延焼遮断、避難等に必要道路や通路、階段の新設・拡幅に係る整備費用

（具体的な道路の支援の対象としては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項及び第2項に定められている道路）

※工事費は幅員4m以上のもの、用地費は幅員4mを超える部分（南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の津波災害警戒区域（イエローゾーン）を含む市街地^(註)においてはそれ以下も含む。）、補償費は幅員6m（南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の津波災害警戒区域（イエローゾーン）を含む市街地^(註)においては幅員4m）以上のものに限る

（注）南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「南海トラフ地震特措法」という。）第12条又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律27号。以下、「日本海溝・千島海溝地震特措法」）第11条に規定する津波避難対策緊急事業計画に位置付けられていること等により必要性を確認

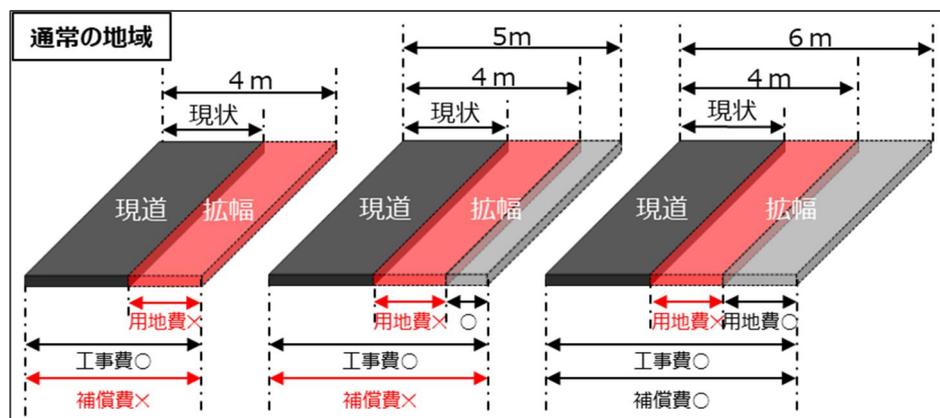


図 道路における支援対象の概念図

表 道路における支援対象の特例

費用区分	全国	特別強化地域の 津波災害警戒区域を含む市街地
工事費	幅員 4 m以上の道路	幅員 4 m以上の道路
用地費	幅員 4 mを超える部分	幅員 4 m以上の道路
補償費	幅員 6 m以上の道路	幅員 4 m以上の道路

・道路等の安全性確保のための対策費用

(アンダーパス等における排水ポンプや排水路、避難路沿いの崖やブロック塀の崩落防止対策、火災により避難路の通行に支障を及ぼすおそれのある箇所における自主防災組織が活用する消火施設、積雪寒冷地域における避難経路への融雪機能や屋根の設置等)

○ 公園、緑地、広場その他の公共空地（避難地）

- ・ 地区内住民等の避難想定人口や延焼遮断等から指定緊急避難場所としての必要最低限の面積の整備費用
- ・ 災害時における避難地の機能維持のための整備費用
（マンホールトイレ、非常用照明設備、飲料水確保のための耐震性貯水槽[※]等）
※耐震性貯水槽については、消防署や消防団が利用する消火目的の場合は支援対象外だが、災害時に避難者の飲用水・生活水の確保のための施設は支援対象
- ・ 避難地の浸水対策費用
（排水路整備、排水ポンプ設置、地盤嵩上げ等）
- ・ 災害危険性の高い場所におけるバッファゾーン（防災空地）の整備費用
（密集市街地や文化財周辺における火除け地、土砂災害の危険性の高い箇所における防災空地等）
- ・ その他の公共空地として、土砂災害により孤立する可能性がある地区における、避難地とともに整備する避難地の一部の機能としてのヘリポート等の設置費用

○ その他

- ・ その他の施設として、地域防災計画等に位置付けられている地区の防災性向上に資する水路の改修費用

◆ 支援を行わない対象

○ 広域ネットワークの形成に資する幹線道路

- ・ 地区レベル（概ね学区レベル）ではない、周辺地域との広域ネットワークの形成が目的となる幹線道路

○ 広域的な施設や長期的な避難所

- ・ 地区レベル（概ね学区レベル）ではない、広域的な施設
- ・ 原則として、2 ha 以上の公園、広場等
- ・ 長期的な滞在を前提として面積カウントした範囲

○ その他

- ・ 既存施設の維持管理や防災と関連性のない単なる利便性の向上と考えられる施設
- ・ 浸水する高さにある施設等、発災時に機能を発揮しないと考えられる施設（附属施設を含む。）

ロ) 地区緊急避難施設

社会資本整備総合交付金交付要綱では、交付対象となる地区緊急避難施設について、以下のとおり定めている。

1. 定義

5 「地区公共施設等整備」とは、地区の防災性向上のために施行する次に掲げる施設の事業計画の策定及び整備に関する事業をいう。

1) 省略（都市施設公園）

2) 省略（地区公共施設）

3) 次に掲げる要件に該当する災害時の住民等の緊急的な避難に必要な施設（以下、「地区緊急避難施設」という。）

イ 災害対策基本法第49条の4に規定する指定緊急避難場所であること（市町村長が指定することが確実である施設を含む。）。

ロ 災害対策基本法第42条第3項に規定されている地区防災計画等の市町村内の一定の地区内の住民等の避難や防災に関する計画に位置付けられていること。

ハ 避難人数等を勘案し、指定緊急避難場所に必要な最低限の機能（感染症対策に資する機能を含む。）として整備するものであること（既存の指定緊急避難場所の機能の強化を図るために整備するものを含む）。

4. 施行地区（再掲）

1 災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援、事前復興まちづくり計画策定支援、地区公共施設等整備は、次のいずれかに該当する地区（地区公共施設等整備については、当該地区からの避難のために地区外において整備する必要がある場合は、隣接する区域を含む。）において行うものとする。ただし住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備は、都市防災に関する計画（地方公共団体が既に実施したこれと同等の調査を含む。）を踏まえて、防災上特に対策が必要とされる地区において行うものとする。

一 大規模地震発生の可能性の高い地域（地区公共施設等整備については市街地に限る。）

二 住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地（以下イー13-（1）①関係部分において「重点密集市街地」という。）を含む市町村（住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備に限る。）

三 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区

四 災害の危険性が高い区域を含む市街地

都市防災総合推進事業は、地区レベル（概ね学区レベル）の施設の支援を行っており、広域的な拠点施設は対象としていないことから、具体的には地域防災計画等の上位計画との整合が図られている以下の項目が要件になる。

- ・地震等の大規模な災害が発生した場合に、発災直後に効果を発揮する施設*であること
- ・平時の主たる目的が、防災に関する啓発活動等となる施設であること

※災害時のフェーズとして、災害直後に避難・救助により助かった命の確保が最優先事項となる時期（生命確保期）と、被災者自身による自治的な運営が行われる時期（生活確保期）に分類することができる（内閣府：避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会報告書より）。都市防災総合推進事業では、生命確保期に効果を発揮する施設を主として支援していることから、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）において指定緊急避難場所^(注1)（指定避難所^(注2)ではない）に指定されている施設を支援対象とする。

（注1）津波や洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設又は場所（令和4年版防災白書より）

（注2）避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設（令和4年版防災白書より）

すなわち、施設の防災対策上の必要性や必要面積の根拠が明確であるとともに、主たる目的が指定緊急避難場所であるもののうち、必要最低限の範囲を対象に支援を行うものである。

また、複合施設においても、指定緊急避難場所として必要な最低限の機能については、支援対象とする。

上記を踏まえ、以下に支援対象及び支援できない対象の一例を記載する。疑義が生じた際は、国土交通省都市局都市安全課担当まで、個別に相談・協議頂くようお願いしたい。

◆支援を行う対象

○ 単体施設（指定緊急避難場所本体）

津波や洪水等の危険が明らかな地域における指定緊急避難場所（生命確保期に活用されるもの）となる施設

※ただし、平時の主たる目的が、防災に関する啓発活動等を行う場^(注)となる施設に限る。なお、避難を阻害しない範囲で、防災に関する啓発活動等以外の利用を妨げるものではない

（注）当該施設において、地域住民等との防災まちづくり研修、防災訓練等の実施

1) 指定緊急避難場所の整備

- ・単体施設の新設に係る費用

2) 既存施設の指定緊急避難場所としての機能強化

- ・災害時における地区緊急避難施設の機能維持のための整備費用
(非常用電源施設、非常用照明、空調設備、停電時の通信確保等)
- ・建物や周辺敷地の浸水・土砂対策費用
(津波や土砂に対する構造改修、防水板・壁の設置、周辺の崖対策、避難場所の高床化等)
- ・災害時に避難者の飲用水・生活水の確保のための耐震性貯水槽の整備費用
※消火活動目的は支援対象外。ただし、用途を明確に分けることが可能であれば
按分での支援は可能
- ・災害時に避難者等が利用するための防災備蓄倉庫、マンホールトイレの整備費用
※備蓄倉庫については、消防署や消防団の消防器具を保管する場合は支援対象外
だが、自主防災組織等の住民団体が災害時に使用する消防・防災資機材を保管する場合は支援対象
- ・避難性向上のための既存施設の改修費用
(既存の指定緊急避難場所に設置する外付け階段、屋上の転落等防止フェンス、自動解錠装置等)
- ・既存施設の転用に必要な整備費用
(廃止した既存施設を指定緊急避難場所として位置付けるための耐震性の確保等)
※既存施設からの転用に係る費用が新設費用を上回らないことの確認が必要

○ 複合施設（指定緊急避難場所以外の用途を含む施設）

1) 指定緊急避難場所の整備

- ・複合施設の新設に係る費用のうち、指定緊急避難場所として必要な最低限の機能の整備費用
※当該施設が複合的な用途に利用される場合には、指定緊急避難場所として必要最低限の範囲（避難人数を勘案した避難スペース、経路等）について、全体面積に占める避難に資する部分の面積按分^(注1)や仮想設計^(注2)等の合理的な方法に基づき算出して支援が可能

(注1)自治体が複合施設全体を所有する場合の支援対象事業費の計算方法の例

全体面積に占める避難に資する部分の割合 $((a+b+c)/A)$ を全体工事費に乗じて得た額

・(A)：全体面積

・(a)：避難スペースの面積

・(b)：避難スペースに向かう避難専用の階段・通路の面積

・(c)：避難と他用途の両方の目的に利用する階段・通路のうち、避難に資する面積

計算の考え方に疑義が生じた際は、国土交通省都市局都市安全課担当まで、個別に相談・協議頂くようお願いしたい。

(注2)指定緊急避難場所（屋上は除く）の確保のために必要な鉄骨躯体等の仮想設計を行った場合は、当該仮想設計による工事費を対象とする

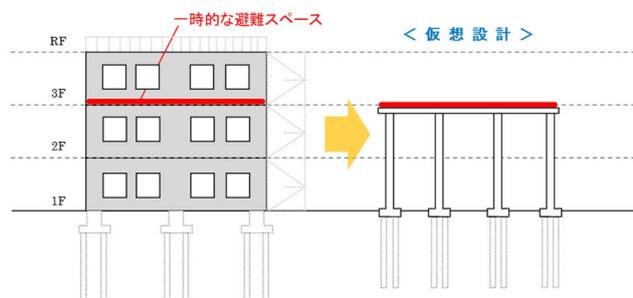


図 指定緊急避難場所における支援対象の概念図（仮想設計の一例）

2) 既存施設の指定緊急避難場所としての機能強化

- ・指定緊急避難場所に指定されており、指定緊急避難場所として必要な最低限の機能（避難人数を勘案した避難スペース、経路等）の整備費用
（指定緊急避難場所を屋上に設けた自走式立体駐車場等における外付け階段や屋上の転落等防止フェンス等）

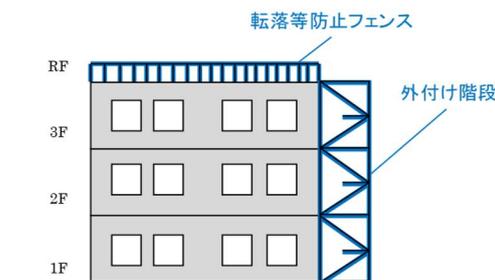


図 指定緊急避難場所における支援対象の概念図（整備の一例）

○ 民間施設

- ・上記に掲げた単体施設及び複合施設においては、間接補助として、地方公共団体が民間施設へ整備費用を支援することも可能

◆ 支援を行わない対象

○ 広域的な施設や長期的な避難所

- ・災害時の市町村等单位での広域活動拠点、広域避難のための施設
- ・指定避難所や長期的な滞在を前提として面積カウントした範囲
※指定避難所と指定緊急避難場所の両方に指定されている場合は対象

○ 指定緊急避難場所に指定されていない施設や、平時の利用目的・サービスが地域の防災性の向上と関連しない限定された施設、利用者が限定されている施設

- ・社会福祉施設（老人福祉施設、児童福祉施設等）
- ・常設展示を主目的とした施設（博物館、美術館等）
- ・健康の増進を目的とした施設（体育館、スポーツジム、公衆浴場等）
- ・公共空間としての趣旨になじまない施設（温泉施設等）
- ・地元物産品等の販売を主目的とする施設

- ・庁舎施設
- ・学校の校舎や体育館
- ・その他地域の防災性の向上と関連しない施設（図書館等）
- ・平時に特定の者が利用する施設（特定の NPO 等が使用するボランティアセンター等）
- ・公民館や消防活動のための施設等
- ・上記施設への非常用発電機等の付属施設

○ その他

- ・既存の地区緊急避難施設の維持管理や、防災と関連性のない単なる利便性の向上と考えられる設備
- ・耐震性が確保されていない施設等、発災時に機能を発揮しないと考えられる施設（付属施設を含む。）

ハ) 南海トラフ地震特措法又は日本海溝・千島海溝地震特措法に係る国費率の嵩上げ

南海トラフ地震特措法又は日本海溝・千島海溝地震特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難経路の整備については国費率2/3に嵩上げとなる。

国費率の嵩上げ要件について、社会資本整備総合交付金交付要綱には、以下のとおり規定されている。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第13条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される避難場所又は避難経路であって、次に掲げるすべての要件に該当するものの整備については、当該事業に要する費用の3分の2とする。

- 一 市町村が作成する津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第1項の推進計画その他の津波からの居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）の迅速かつ円滑な避難の確保のための施策を総合的に推進するための計画（第四号において「津波避難計画」という。）に当該事業に関する事項が記載されていること
- 二 居住者等の南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの迅速かつ円滑な避難の確保を主たる目的とするものであること
- 三 津波からの迅速かつ円滑な避難の用に供する避難場所（一時的な避難の用に供するものに限る。）又は当該避難場所までの避難の用に供する避難経路を整備するものであること
- 四 前号に規定する避難場所又は避難経路の整備が十分に行われていないため居住者等の南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの迅速かつ円滑な避難を確保することができないと認められる地区であって市町村が作成する津波避難計画において防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報その他の津波からの居住者等の迅速かつ円滑な避難に資する施策を講ずることが定められている地区の居住者等の津波からの避難の用に供するものであること

交付要件として、津波避難対策緊急事業計画への位置付けと、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第1項の推進計画への位置付けが必要となるが、その他の津波避難計画として津波対策について記載がある地域防災計画等に位置付けられている事業についても対象としている。

3-3. ⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業

社会資本整備総合交付金交付要綱では、交付対象となる被災地における復興まちづくり総合支援事業について、以下のとおり定めている。

1. 定義

8 「被災地における復興まちづくり総合支援事業」とは、大規模な災害により被災した地区において復興のために実施される以下の事業をいう。

1) 復興まちづくり計画策定支援

復興まちづくり計画の策定及びコーディネートに関する事業

2) 復興のための公共施設等整備

地区の復興のために施行する次に掲げる施設の整備に関する事業

イ 地区公共施設

ロ 地区緊急避難施設

ハ 避難誘導看板、避難誘導案内板（以下「避難誘導施設」という。）

ニ 植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等（以下「高質空間形成施設」という。）

ホ 各種のイベント、展示、余暇活動等の地域交流、子育て支援、高齢者生活相談等、地域活力の復興のための活動の拠点となる施設（以下「復興まちづくり支援施設」という。）

3) 復興まちづくり施設整備助成

地区の復興のために地域住民等が行う、次に掲げる施設の整備に要する費用の一部を地方公共団体が補助する事業。

イ 通路・駐車施設・児童遊園・広場・緑地（以下「共同施設」という。）

ロ 復興まちづくり支援施設（地方公共団体が自ら所有・管理するものを除く。）

ハ 建築物、建築設備、外構等の外観及び色彩に係る修景（以下「修景施設」という。）

4. 施行地区

4 被災地における復興まちづくり総合支援事業は、次のいずれかに該当する地区において行うものとする。

一 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定に基づき激甚災害に指定された災害により被災し、同法第3条の規定に基づく措置が適用された市町村

二 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第四十六条に規定する復興整備計画の区域（同法第七十七条に規定する復興交付金事業計画の区域を除く。）の市町村（「東日本大震災からの復興基本方針」3（イ）及び（ロ）に該当する事業に限る。）

三 1回の土石流で数十戸の建物が被災するなど住宅地に局所的かつ甚大な被害を受け、更なる土砂災害の発生に警戒する必要がある市町村として国土交通大臣が認めた市町村（ただし、復興まちづくり計画策定支援に係る事業に限る。）

四 地区防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村

被災地における復興まちづくり総合支援事業による公共施設等整備（地区公共施設及び地区緊急避難施設）については、⑤地区公共施設等整備の地区公共施設及び地区緊急避難施設と同様の考え方とする。ただし、道路については、⑤地区公共施設等整備において定められている幅員の要件は規定されていない。

なお、整備する施設が地域防災計画等の上位計画に位置付けられている場合、改めて、復興まちづくり計画等により当該施設を位置付けなくてもよい。

4. 都市防災事業計画を記載する上での留意点

避難対策にあたっては、想定される災害や必要な避難者数、避難者数に対する避難場所の整備状況等の避難に関する現状を把握し、避難困難者が発生する場合には必要な施設整備を行うことが重要である。

そこで、都市防災総合推進事業を実施する上で、社会資本整備総合交付金交付要綱では、社会資本総合整備計画に都市防災事業計画（以下「事業計画」という。）を記載することとなっている。適正に事業の執行を図るため、地区公共施設等を整備する場合、事業計画に以下の内容を記載すること。

（1）避難困難者ゼロプログラム

都市防災総合推進事業における避難施設の整備にあたって、避難困難者の現状把握と避難困難者ゼロに向けた取組み（以下「避難困難者ゼロプログラム」という。）を事業計画に記載する。

津波避難施設（津波避難タワー、外付け階段等）を整備する事業計画については、事業計画の記載事項のうち「その他必要な事項」として、津波避難困難者ゼロプログラムを記載する必要がある。

津波避難困難者ゼロプログラムについては、市町村の津波避難対策の進捗状況を把握するため、以下の2項目について記載する。

イ) 市町村全域の津波避難困難者の解消に向けた計画概要

- ・対象地区名、地区面積
- ・当該地区の避難困難者数
- ・避難困難者数がゼロとなる目標年度
- ・目標年度までの各年度の避難困難者解消人数

ロ) 市町村全域の津波避難困難地域の概要図

- ・当該地区
- ・避難困難地域
- ・避難施設（既設、計画）
- ・避難施設を整備することによる解消区域

※津波避難困難者の解消に向けた市町村全域の取組みが分かるよう図示

地区緊急避難施設として、津波以外の災害からの避難に資する避難施設を整備する場合においても、津波避難困難者ゼロプログラムと同様に、該当する災害の避難困難地域を事業計画に図示するとともに、避難困難者数、避難困難者をゼロにする目標年度、対象施設の整備により解消される避難困難者数等の解消計画を記載する。

避難困難地域については、津波の到達時間や洪水における氾濫水の到達時間等、被災想定時間と避難場所までの避難時間の比較において設定されるが、被災想定時間の設定が難しい場合は、本省担当者と相談の上、代替案を検討する。

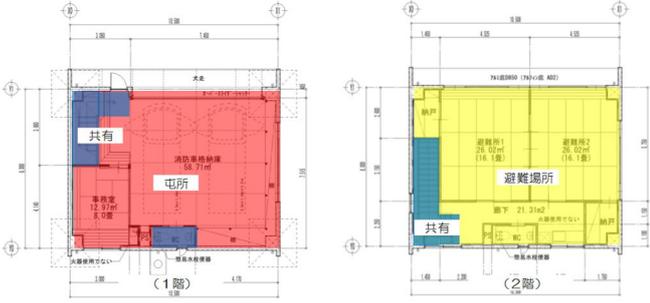
地区名	西地区 (船戸)	面積	2.565ha	区域	高知県高岡郡津野町
<p>西地区 地区緊急避難施設整備-4 ・避難場所新築(屯所併設) N=1箇所 災害時収容人数：20名 (有効利用面積÷3) 施設対象地区：西地区 (下桑ケ市、上桑ケ市、西倉川、 岩土、桂、船戸町、船戸奈路、 中村、西の川、都)</p>		<p>目的： 既存の指定避難所では要配慮者を受け入れるための環境整備が課題となっており、指定避難所に併設する形で、主に要配慮者の方が避難するための避難場所を整備するもの。 また、防災拠点として消防屯所を併設(可単独事業を予定)する。</p>			
		<p>施設概要： 平時は船戸全地区の防災力向上を図るため、地区で消防・防災訓練等を実施し防災教育の場として活用する。 災害時は地区住民の避難場所として活用する。</p>		<p>【施設整備イメージ】</p>  <p>【平面図イメージ】</p>	

図 事業計画における地区緊急避難施設概要の作成例

5. 都市防災総合推進事業の制度改正の経緯

1980 年度 (昭和 55 年度)	●都市防災不燃化促進制度の創設
1997 年度 (平成 9 年度)	●都市防災構造化推進事業の創設 ・災害危険度判定等調査事業 ・住民等のまちづくり活動支援事業 ・地区公共施設等整備事業 ・都市防災不燃化促進事業
2002 年度 (平成 14 年度)	●都市防災総合推進事業の創設 ・都市防災推進事業の統合補助金化
2003 年度 (平成 15 年)	○都市防災不燃化促進の拡充 ・事業対象区域に耐火、準耐火建築物以外の建築を条例で禁止する地域を追加 ・助成対象建築物に避難地、避難路及び延焼遮断帯周辺等において準耐火建築物を追加
2007 年度 (平成 19 年度)	○密集市街地緊急リノベーション事業の創設
2008 年度 (平成 20 年度)	○被災地における復興まちづくり総合支援事業の創設 ○地震に強い都市づくり緊急整備事業の創設
2010 年度 (平成 22 年度)	●社会資本整備総合交付金の創設
2011 年度 (平成 23 年度)	(●東日本大震災復興交付金の創設【三次補正】の基幹事業に位置付け) ○被災地における復興まちづくり総合支援事業に東日本大震災被災地(特定被災地方公共団体)を追加【三次補正】
2012 年度 (平成 24 年度)	○密集市街地緊急リノベーション事業の延長(平成 28 年度まで) ○都市防災不燃化促進の対象区域の拡充【補正】 ○都市防災不燃化促進の対象建築物要件の緩和【補正】 ○都市防災不燃化促進の除却工事費切り出し、仮住居等追加【補正】
2013 年度 (平成 25 年度)	○防災まちづくり拠点施設に南海トラフ地震による津波被害想定地域の用地費及び補償費を追加 ○南海トラフ地震による津波被害想定地域において、避難路整備における幅員要件を緩和
2014 年度 (平成 26 年度)	○地区公共施設等整備に危険密集における避難経路転換用地買収を追加 ○南海トラフ地震特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画への位置付けにより避難施設及び避難経路整備の国費率を 2 / 3 に嵩上げ
2015 年度 (平成 27 年度)	○木造老朽建築物除却事業を追加 ○三位一体による財源移譲済事業への支援を経過措置扱い(地震に強い都市づくり緊急整備事業による防災行政無線等)
2016 年度 (平成 28 年度)	○住民等のまちづくり活動支援に地域のまちづくり団体を追加
2018 年度 (平成 30 年度)	○重点配分対象に「地域防災計画で避難所となる小学校等の周辺において実施される市街地の防災性・安全性の向上に資する事業」を追加 ○地区公共施設のその他の施設として、事前防災対策に資する水路整備を追加 ○復興まちづくり支援施設等の整備について、被災市街地復興推進地域においては国費率を 1 / 2 に嵩上げ【二次補正】 ○被災市街地復興推進地域の避難誘導施設の整備を追加【二次補正】

2019年度 (平成31年度)	○重点配分対象の津波避難施設整備に「津波防災地域づくりに関する法律による推進計画及び都市再生特別措置法による都市再生安全確保計画に基づく避難施設等」を追加
2020年度 (令和2年度)	○災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備における地区要件の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・災害の危険性が高い区域（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域等）を含む市街地を地区要件に追加 ・三大都市圏の既成市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域の一部、指定市、県庁所在市は要件から除外 ○地区緊急避難施設を追加し、防災まちづくり拠点施設を廃止 <ul style="list-style-type: none"> ・要件として、指定緊急避難場所の指定、地区レベルの避難・防災計画への位置付け等を追加 ・用地費を対象化（1/3）
2021年度 (令和3年度)	○地区緊急避難施設の要件のうち、指定緊急避難場所に必要な最低限の機能について、感染症対策に資する機能を追加 ○被災地における復興まちづくり総合支援事業について以下の地区要件を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・1回で局所的かつ甚大な土石流被害を受け、再発の警戒が必要な市町村（計画策定に限る）
2022年度 (令和4年度)	○盛土による災害防止のための調査を支援対象に追加 ○事前復興まちづくり計画策定を支援対象に追加 ○被災地における復興まちづくり総合支援事業について以下の地区要件を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村 ○日本海溝・千島海溝地震特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画への位置付けにより避難施設及び避難経路整備の国費率を2/3に嵩上げ ○「盛土による災害防止のための調査」の支援対象として、「既存の危険な盛土の把握のために必要な調査」を追加（明確化）【補正】 ○「盛土による災害防止のための調査」について、令和6年度までに限り、国費率を1/2に嵩上げ【補正】
2024年度 (令和6年度)	○避難路整備における幅員要件の緩和対象となる地域について、以下に見直し <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の津波災害警戒区域（イエローゾーン）を含む市街地 ○事前復興まちづくり計画策定について、都道府県によるガイドライン策定等の市区町村の計画策定を支援する取組を支援対象に追加